１１． 連邦議会財政委員会のエネルギー、天然資源およびインフラ小委員会における「高速道路ＰＰＰの課税及び資金調達」に関するリンダ・カーリスルの証言　2008 年 7 月 24 日（抜粋）

原典表題

Testimony of Linda Carlisle at the hearing of the Subcommitee on Energy, Natural Resources, and Infrastructure of the Committee on Finance on ”Tax and Financing Aspects of Highway Public-Private Partnerships July 24,2008

原典出所　finance.senate.gov/hearings/testimony/2008test/072408lctest.pdf

翻訳　西川企画審議役

冒頭省略

既設道路の連邦所得税の取扱い

既存の公共道路施設への民間の投資に関連する主要な連邦所得税に関連する論点は以下のとおりである。

（１） コンセッション及びリース契約が､有料道路の土地及び道路インフラ資産のリースと見なされるか、売却と見なされるか。

（２） 契約によって譲渡される資産がどのように規定されるべきか。

（３） 契約の当初に州又は地方政府に支払われる額がどのように取り扱われるべきか。

（４） コンセッショネア又は開発者のパートナー又はメンバーである合衆国の法人が合衆国の実物資産に対する外国投資に関する規則の適用目的で合衆国の有形資産保有法人と見なされるかどうか。

１．　リースか売却か

リース契約の形態を取っている契約が、本質的に売却契約であるかどうかは、対象資産の所有権の便益及び負担が譲渡されたかどうかにかかっている。これを決定するために、内国歳入庁及び裁判所は、当該取引の法律的な形式に係らず当事者の本質的な権利及び経済的利害関係に着目してきた。この決定を下すために裁判所によって考慮されてきた要因は以下のものである。(1) 法的な権原が移転したか、（２）当事者が当該取引をどのように処理したか、（３）財産に係る持分権が取得されたか、（４）契約は売り手に譲渡行為を実施させ、買い手に支払い義務を発生させたか、（５）所有権が買い手の側に存在するか、（６）どちらの当事者が財産税を支払うか、（７）どちらの当事者が財産の損害のリスクを負担するか、（８）どちらの当事者が財産の運営及び売却の利益を受けるか。これらのいずれの要因も、必ずしも支配的でなく、所有権の存在はすべての要因およびそれぞれの事案の状況に依存する。

もしも契約により、取得された財産の価格に概ね等しい一時金の支払いと引き換えに、財産所有権が、残存する経済的寿命の全期間にわたってコンセッシネアに移転したならば、たとえその契約が法的な権原のコンセッショネアへの譲渡を禁止していたとしても、その契約は連邦所得税制上、

財産の所有権の譲渡と見なされるべきである。
　典型的なコンセッション及びリース契約は、有料道路に含まれる道路インフラ資産の残存経済的寿命を超える期間にわたって、これらの資産の法的な権原を州又は地方政府に残していたとしても、有料道路の所有権及び支配権を移転させている。ここで道路インフラ資産とは、道路、橋、歩道、排水施設、フェンス、水道、造園、建物、駐車場、料金所をいう。
契約期間中、コンセッショネアは有料道路インフラ資産に係る損害のリスクを負う。コンセッショネアによる前払い一時金は、コンセッショネアに貸し付けられた土地の上に存在する道路インフラ資産の公正な市場価値を超えているであろう。このような状況では、コンセッショネアは連邦所得税制上は、当該道路インフラ資産をリースされたのでなく、取得したと見なされるべきである。
　反対に、土地は税制上、永久的な使用期間を持つと見なされている。したがって、有料道路が存在している土地のリースは、税法上土地のリースとして扱われるべきである。

２．　契約によって譲渡された資産の性格

　道路インフラ資産の所有権の取得に加えて、コンセッショネアは（１）有料道路が存在する土地をリースした（２）有料道路の一部としてコンセッショネアに譲渡されたあらゆる機械器具の所有権を取得した（３）有料道路に付属するあらゆるのれん代及び事業を取得した。
　土地に付属しない政府の免許、許可、営業権は、内国歳入法 197 条（以下すべて内国歳入法）の無形資産として 15 年間で償却（amortize)可能である。土地に付属するものとは、手数料、生涯不動産権、残存物、鉱業権、森林伐採権、放牧権、空中権、都市計画上の区域指定の変更および類似の権利である。
　公共道路の利用に対して料金を徴収する権利が、197 条の目的における土地に付属する権利かどうかを、直接的に明示している公的機関はない。多くの州では、州の明示的な権限の付与がなければ民間人は有料道路を運営したり、料金を課することを禁止されていることから、有料道路に料金を課する免許又は営業権は、土地に付属する権利であると見なされるべきではない。したがって、そのような州では公共道路の利用に対して料金を徴収する権利は 197 条の無形資産として取り扱われるべきであり、15 年間で償却することが可能である。もし料金を徴収する営業権が 197 条の無形資産として扱われなければ、その営業権はコンセッション又はリース期間にわたって定額で償却されるべきである。

３．　前払い一時金の取扱い

a. 前払い賃借料

前払い賃借料を含む前払い費用は、資産化されなければならない。したがって、コンセッショネアによって支払われた前払い一時金のうち土地のリースに割り当てられる部分は、一般的に資産化されるべきであり、契約期間にわたって一定率で所得控除されるべきである。

（途中省略）

b. 無形資産および有形資産の取得の費用

コンセッションおよびリース契約による有料道路の取得は、取引又は営業行為に当たるので、州又は地方政府に支払われた前払い一時金は、コンセッショネアによって取得された資産に、いわゆる残価額法[1]に基づいて割り当てられる必要がある。コンセッショネアが支払った前払い一時金は、土地のリース料相当分、道路インフラ資産相当分、および機械器具相当分に割り当てられる。前払い一時金が、以上の資産の公正な市場価格を越える場合には、超えた部分（殆どが料金徴収権）については、のれん代や事業権とともに、197 条の無形資産として取り扱われるべきである。

コンセッショネアは、コンセッション及びリース契約によって取得したすべての無形資産に対する投資について償却することが認められるべきである。そのような権利が取得された月から 15 年間で償却できる。コンセッショネアによって取得されたのれん代及び事業権もまた 197 条の無形固定資産として償却されることになる。

コンセッショネアはまた、道路インフラ資産及び機械器具について減価償却することが認められるべきである。有形の減価償却可能資産は一般的に修正加速原価回収法（ＭＡＣＲＳ）[2]によって減価償却が可能である。それは一般的には、168 条に規定されている回収期間での加速償却を可能にする。非居住用建物とその構成物は、ＭＡＣＲＳの定額法によって減価償却される。

既存の道路では、当初の建設と改良は、一般的に免税の州又は地方の債券によって資金調達されている。州又は地方の政府は典型的には、コンセッションおよびリース契約を締結したときに、これらの債券を償還する。ＭＡＣＲＳの減価償却は免税債によって調達された財産に対しては認められず、168 条に規定された代替的な回収期間において定額法で減価償却されなければならない。「免税債によって調達された財産」とは債券の利子が、103 条の税金を免除されている債務によって直接又は間接的に資金調達された財産であると定義されている。

免税債によって州又は地方政府によって調達された財産が、課税可能主体に譲渡され、そのための免税債が法的に償還された場合に、免税債によって資金調達された資産と見なされるかどうかについては明確ではない。したがって、有料道路の財産が免税債によって資金調達されたことがある限りは、州又は地方の政府がコンセッション及びリース契約を締結した時点で、免税債が償還されているかどうかに係らず、そのような財産はコンセッショネアのもとでＭＡＣＲＳの減価償却の適用は不可能かもしれない。

（途中省略）

結論

既存道路のリースについて、州又は地方政府に支払われた前払い一時金は、（１）既存の有料道

[1] 訳注　内国歳入法により定められたのれん代等の無形資産の価額を決定する方法で、のれん代等の価額は他の評価可能な有形資産、無形資産の価額を総取引額から差し引くことによって算定する。

[2] 訳注　1981 年の Economic Recovery Tax Act が 1986 年の Tax Reform Act によって修正されたもので、資産の種類ごとに加速減価償却の方法等を定めている。

路資産（道路インフラおよび機械器具）の税法上の所有権（２）道路インフラ資産が存在する土地のリース（３）料金徴収権（４）既存道路に付属するのれん代及び事業権、の譲渡と引き換えに支払われたものである。そのような資産のコストは税法上減価償却(depreciate)または償却（amortize）が可能である。

（以下省略）

以上

米国の官民パートナーシップ（ＰＰＰ）に係る最近の論調に関する調査報告書

発行日　平成 20 年 12 月

発行者　独立行政法人　日本高速道路保有・債務返済機構

所在地　〒105－0003

東京都港区西新橋２－８－６　住友不動産日比谷ビル

Tel.03-3508-5161

ホームページアドレス　http://www. jehdra.go.jp

うら表紙